

## 平成 31 年度、ここが変わります！

新年度が始まり、市民の暮らしにかかわる制度や、負担額が変わります。

「おいしさと笑顔がつどうみなとまち塩竈」の実現のため、公共交通機関や子育て支援等の充実により、定住の促進を図ります。

### 暮らし・生活

#### 塩竈市営汽船 時刻表変更 **NEW**

※詳細は、4 月定例記者会見・次第の説明項目 10

島民の利便性を高めるため、4 月～9 月の季節ダイヤであった下り 4 便(塩竈発 11 時便)を通年運航に。あわせて、小型船のスピードを活用するため、乗客数によって小型船のみで運行が可能な便については、運行時間の短縮を図る。

#### しおナビ 100 円バス 路線図・時刻表変更

「観光棧橋入口」と「塩釜郵便局前」バス停を統合し、国道 45 号線沿いに「塩釜郵便局入口」を新設。それに伴い、時刻表が変更。

#### NEW しおナビ 100 円バス 路線図・時刻表変更

東南部コースで「塩釜郵便局前」バス停を新設。西部コースで「塩釜駅」への乗入便数の変更および「東玉川郵便局前」を新設。南西部コースで「市営錦町住宅」バス停の移設および「西塩釜駅」を新設。これに伴い、時刻表が変更。

#### 塩竈市広報紙「広報しおがま」の配信方法を拡大 **NEW**

※詳細は、4 月定例記者会見・次第の説明項目 3

スマートフォン・タブレット端末向け広報紙配信アプリ「マチイロ」および動画配信サイト「YouTube」を活用し、塩竈市広報紙「広報しおがま」の配信方法を拡大。

#### 塩竈市空き家バンク制度 **NEW**

※詳細は、4 月定例記者会見・次第の説明項目 11

空き家を「売りたい」「貸したい」と考えている所有者が市に物件を登録し、空き家を「買いたい」「借りたい」と考えている利用希望者に市が情報提供をする制度。

※対象空き家：賃貸・分譲以外の専用・併用住宅

※媒介業者：市と事務連携する宅地建物取引業者が空き家の契約媒介を行う

#### 塩竈市空き家流通促進事業 **NEW**

※詳細は、4 月定例記者会見・次第の説明項目 11

空き家バンク制度に登録する空き家の所有者に対し、市が住宅状況調査経費を最大 5 万円補助。

※住宅状況調査：専門技術者が行う住宅の劣化状況等調査

#### UIJ ターン促進事業 **NEW**

東京圏から本市に移住して、中小企業等に就業または起業した世帯に対し、国・県・市が移住支援金を最大 100 万円(起業の場合、企業支援金 200 万円をあわせた計 300 万円)を給付。

※本市での居住期間：5 年以上

※中小企業等：県のマッチング支援の対象企業(製造業、農林水産業など)


#### 防犯灯 LED 化の推進(拡大)

平成 29 年度に見直しを行った「LED 防犯灯設置助成金」をさらに拡大し、年度あたりの設置灯数を増やし、防犯灯の LED 化を集中的に推進。



## 税金・保険料

負担増	<b>国民健康保険税における旧被扶養者減免の変更</b>
	被用者保険の被保険者本人が、後期高齢者医療制度に移行することにもなう、被扶養者家族が新規で国民健康保険に加入する場合において、国民健康保険税の減免措置が実施されているが、均等割額および平等割額の減免措置について「資格取得日から2年を経過する月まで」に変更。
	<b>国民健康保険税の賦課限度額(医療給付費分)が61万円に</b>
	国民健康保険税の医療給付費分の賦課限度額が58万円から61万円に引き上げ ※後期高齢者支援金分、介護納付金分については変更なし
	<b>後期高齢者医療保険料の均等割額軽減割合が変更</b>
後期高齢者医療保険料の均等割額軽減割合が、9割軽減から8割軽減に変更。	
<b>後期高齢者医療保険料の被扶養者の軽減期間が変更</b>	
後期高齢者医療保険料の被扶養者の軽減期間が「加入から2年を経過する月まで」に変更	
負担減	<b>産前産後期間の国民年金保険料免除</b>
	2月1日以降の出産から、国民年金第1号被保険者が出産した場合に、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除。 ※一定期間: 出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間
	<b>年金生活者支援給付金制度</b>
	消費税が10%に引き上げられた日から、65歳以上の老齢基礎年金受給者等のうち、前年の年金収入とその他の所得の合計が年金満額相当額以下であり、かつ世帯全員が住民税非課税である場合に、給付金(月額5,000円)を支給。なお、納付日数や免除期間によって給付金額に変更有り。 ※年金満額相当額: 平成31年度は779,300円
<b>低所得者層に対する国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の軽減措置が拡充</b>	
5割軽減基準額が 基礎控除額 33万円+28万円(27.5万円)×被保険者数に 2割軽減基準額が 基礎控除額 33万円+51万円(50万円)×被保険者数に ※カッコ内は引き上げ前の額	

 健康・子育て

**児童扶養手当支払い月の変更**

これまで、4月・8月・12月(年3回)が支給日だったが、平成31年11月から、11月、1月、3月、5月、7月、9月(年6回)が支給日になる。

**妊婦個別歯科健診 NEW**

集団で行っていた妊婦歯科健診を10月1日から個別健診に切り替え、歯科口腔内健診、歯科保健指導等を行う。

**妊婦子育て支援情報発信 NEW**

※詳細は、4月定例記者会見・次第の説明項目8

子育て支援アプリ「しおがま すくすくアプリ」を導入し、母子手帳と併用して、自身のスマートフォンで妊婦健診や乳幼児健診、予防接種の記録や管理ができる。また、市の子育て情報もタイムリーに受信できる。

**塩竈市ファミリー・サポート事業補助金**

※詳細は、4月定例記者会見・次第の説明項目7

「塩竈市ひとり親家庭等日常生活支援事業」に代わり、ひとり親等の世帯がファミリー・サポート・センターを利用した場合に、利用料の半額を補助する。

**幼児教育・保育の無償化**

平成31年10月1日から、幼稚園や保育所等を利用する3歳～5歳のすべての子どもと、保育所等に通う0歳～2歳の住民税非課税世帯の子どもの利用料を無償化する。

負担減